

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2026年3月24日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所 札幌市北区麻生町3丁目5-5  
芝生のアパートSK103号

電話番号 011-788-2563

特定非営利活動法人  
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ  
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第20-002号

代表者氏名 代表 小山 孝

下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	総合	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	総合	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア札幌百合が原			
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2025年6月12日	～	2026年3月24日	
利用者調査実施時期	2025年6月19日	～	2025年8月5日	
訪問調査日	2025年10月29日			
評価合議日	2026年2月22日			
評価結果報告日	2026年3月24日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

② 運営者（指定管理者）に係る情報

名称：アートチャイルドケア株式会社

代表取締役社長 村田 省三

所在地：〒140-0002 東京都品川区東品川 1-3-10 アートコーポレーション東京オフィス 3F  
TEL 03-5461-0123

② 事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④ 総評

◇特に評価の高い点

1. こどもの主体性を促す活動

園のNo.1宣言「いいところ発見」を基盤として、子ども、職員、保護者のいいところを発見してほめることで、お互い認め合い、良いところを伸ばしていく保育を行っている。0・1歳児は、「興味のある遊び表」を作成して情緒面や探索活動、人とのかかわり、自我の芽生え等子ども一人ひとりの発育・発達を捉えて記録し環境の構成をして、2歳児へ模倣遊びや自我の形成へとつなげている。4・5歳児は、法人の指導のもとで、保育WEBを活用し保育活動をしている。子ども一人ひとりの遊びや行動を「見える化」して次の遊びの展開へつなげて、子どもの動きから出てくるねらいを立て主体的な活動を促している。「興味のある遊び表」や「保育WEB」をベースとして子どもの興味・関心が広がるよう環境づくりに努めている。

2. 地域との交流を広げる取り組み

地域交流の場、園が有する機能を地域に開放・提供する取り組み、子育て支援を通して社会に貢献する場として「アートみんなの食堂」を札幌市内2園（札幌百合が原・札幌元町）で開催し、地域交流・地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。

当園の近くには、高齢者介護入所施設があり、施設が実施するじゃがいもの植え付け・収穫時には当園の子どもも一緒に参加して交流している。また、バスを利用して小樽水族館への遠足、地域の図書館から本を借りるなどして地域資源の活用、地域との交流に努め、子どもへの理解を深めるよう取り組んでいる。

## ◇改善を求められる点

### 1. 中・長期計画の策定について

法人において3カ年経営方針を作成しているが、理念や基本方針の実現に向けた年度毎の具体的な取り組み（職員体制、人材育成、数値目標、具体的な成果等）を設定することが求められる。

### 2. 実習生及びボランティアの受け入れについて

法人において実習生マニュアルを作成し保育所に明示しているがボランティアマニュアルについては未作成となっている。

保育所においては、実習生及びボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化するとともにボランティア受け入れに関するマニュアルを作成することが求められる。

### 3. 全体的な計画の作成

全体的な計画は、園の理念、目標にもとづき保育の特色、地域・小学校との連携、子育て支援、異年齢保育、食育、健康など園の生活全体を通して総合的に展開できるように作成している。養護に関する「生命の保持」「情緒の安定」と乳児保育に関わる「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」の3つの視点と1歳以上3歳未満児、3歳以上児の保育に関する「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域で保育所保育指針にそった年齢区分をして、ねらいを記載している。今後、全体的な計画の作成により、一貫性・連続性のある保育実践を展開していくために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と関連づけて作成を行い、1歳以上3歳未満児、3歳以上児の年齢区分ではなく年齢児ごとの具体的なねらいと保育内容を構成して指導計画へ連続性を持たせていくことが求められる。

### 4. 園で取り組む標準的な実施方法の計画的な見直し

標準的な実施方法の見直しは、法人本部が全国の園管理職等による意見を勘案・検討して見直しに取り組んでいる。帳票類も含めてベースとなるマニュアル等の見直しが行われ、見直し結果が全国一律的・画一的に園へ報告されて対応する仕組みが構築されている。

その仕組みを活かしながら園の保育がPDCAサイクル的に常に新しい知識・技術の導入を踏まえた保育提供に向けて、保育の画一化・マニュアル化の取り組み視点ではなく、各職員の創意工夫のアイデアを活かした個別保育を補える視点を考慮した保育・支援全般の基本となる部分の共通化による園内の標準的な実施方法の醸成に向けて、全職員の参画を得て計画的に園内で見直す仕組みの構築が期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の評価結果について確認しました。毎年の自治体立入調査や社内の内部監査だけでは気付くことの出来ない項目に対して、助言や評価をいただけて大変参考になりました。施設毎の中長期計画の策定に関しては、引き続き本部でも検討して参ります。また、ボランティアマニュアルに関しては、昨年度系列施設での助言を基に、実習生マニュアルと併せて策定はしているが、現状としてボランティアの受入れがない状況の為、引き続き内容の精査に努めて参ります。全体的な計画の作成及び園で取り組む標準的な実施方法の計画的な見直しについては、全社的な平準化を図っていく部分と各施設における創意工夫が反映される仕組みづくりを今後検討していき、全職員の参画を促して参ります。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 7 年 10 月 6 日

経営主体 (法人名)	アートチャイルドケア株式会社		
事業所名 (施設名)	アートチャイルドケア札幌百合が原	事業種別	保育所
所在地	〒 002-8081 北海道札幌市北区百合が原1丁目 1-1		
電話	011-748-1230		
FAX	011-748-1232		
E-mail	acc_s-yurigahara@the0123child.com		
URL	<a href="http://www.the0123child.com/">http://www.the0123child.com/</a>		
施設長氏名	小松 裕子		
調査対応ご担当者	小松 裕子 (所属、職名：アートチャイルドケア札幌百合が原園長)		
利用定員	80名	開設年	平成 25 年 4 月 1 日
<b>理念・基本方針</b> 【保育理念】「自分らしく」生きていくことのできる子どもを 子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み、 何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考えられる子どもを育てたい  【保育目標】 そんな子どもたちを育てていくため「安心と安全」を前提に ・睡眠と生活リズムを整える事を目指して保育を展開していきます ・一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます ・子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます			
<b>施設・事業所の特徴的な取組</b> ・慣らし保育から、保護者に丁寧に説明し、一人ひとりに合った対応の検討をしていく (乳児は集団ではなく、保育士が少人数での対応ができるような配置にする) ・幼児は安易に合同保育を行わず、出来るだけクラスで横のつながりを強固にしていく ・SEIによる訪問支援など、配慮の必要な子への対応をタイムリーに行う			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		1 回 (平成28年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	7時～19時		

**【当該事業に併設して行っている事業】**

- ・ 延長保育促進事業
- ・ 一時保育促進事業
- ・ 乳児保育事業

【利用者の状況に関する事項】（令和 7年 8月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
名	6名	8名	14名	13名	15名
5歳児	6歳児	合計			
14名	名	70名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間： )

【職員の状況に関する事項】 (令和 7年 8月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	15名	1名	名	名	名
非常勤	12名	名	1名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	11名	名	名
非常勤	名	名	7名	1名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	名	名	1名
非常勤	2名	名	名	名	1名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	11名 ( 7名)
	名 ( 名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	
(2) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和 年
(4) 改築年	平成 年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	951.63 m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積	564.49 m <sup>2</sup>
<small>(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。 (例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行って外遊びを行っている。</small>	
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成 25 年
(5) 改築年	平成 年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m <sup>2</sup>
(3) 敷地面積	m <sup>2</sup>
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 7 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

9 人

・ボランティアの業務

子ども食堂開催時に 集まる子ども達と一緒に遊んで貰う

【実習生の受け入れ】

・令和 7 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 0 人

介護福祉士 0 人

その他 0 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

・ 本社によるCSアンケート（顧客満足度アンケート）を年1回実施し、利用者からの声を聞く機会を作っている。

・ コドモン（保育園アプリ）にて実施し、結果は掲示・コドモンで公表する  
記述式の項目で頂いたご意見には回答を入れてお知らせする

・ 運営委員会の開催（年2回実施）

（運営委員は地域の方や社会福祉に通じた方・保護者の代表・会社本部員・園長・主任で構成）

・ クラス懇談・個人懇談でも園に対しての意見を聞き取りする

・ 本社フリーダイヤルに「お客様相談窓口」が設置されていて、ご意見を頂いたら園に連絡が入る

・ 日々玄関ホールで事務職員・園長などおり、何かあった時に声を掛けやすい雰囲気を作っている

・ ご意見がある場合 コドモン（保育園アプリ）も利用できる事を伝えている

【その他特記事項】

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

アートチャイルドケア百合が原

### 1-1 理念・基本方針

報告用

		第三者評価結果	コメント
1-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	1-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	法人の新しい企業理念「We care forケアをまんやかに」を踏まえ「自分らしく」生きていくことのできる子ども等を保育理念とし、理念に基づいた保育目標などを内部文書、入園のしおり、事業計画、パンフレット等に明示し、職員には職員会議、法人主催の研修、園内研修などで周知し、保護者等には入園のしおり、クラス懇談会等で資料を基に説明するとともに、園内に掲示、ホームページに記載し、園だより等でも周知している。地域住民や保育士養成施設、子育て支援団体等にも、パンフレットを配布するなど園の理念・活動等を広く周知することが望まれる。

### 1-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
1-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	1-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席して把握に努めている。園長会議には、役員が出席し経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、札幌市主催の会議、保健センターとの情報交換、関係団体等との情報交換会議（区幼保小連携推進協議会など）から把握し、地域における利用者像の変化、保育のニーズ等については、保健センターの情報、見学者の状況等に基づき、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットと協働で把握に努めているが課題の把握・分析が十分とは言えない。
3	1-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	法人の全国園長会議、北海道園長会議、関係団体等との情報交換会議などに出席して課題を把握し、職員会議で周知している。園長会議には法人の役員が出席して経営状況などについて説明・指示があり各園の運営状況等は会議資料として配布される。園長は職員面談等で改善すべき課題について意見を聞いて職員全員で改善策の検討を行っている。更なる取り組みを期待する。

### 1-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
1-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	1-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	法人において3カ年経営方針（2024年10月～2027年9月）を策定し、2024年11月の全国施設長会議で考え方について説明しているが、理念や基本方針の実現に向けた年度別の具体的な取り組み、数値目標、成果等を設定することが求められる。中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。
5	1-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。要件を具備した中・長期計画等の作成が求められる。
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	1-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	単年度の事業計画は行事終了時及び年度末に職員会議で評価・見直しを行って、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットへ要望し法人本部で策定される。事業計画の内容については会議等で職員への周知に努めているが、職員に事業計画を配布するなどより理解を促す取り組みが望まれる。又、事業内容を具体的に示し成果等を設定することが求められる。
7	1-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	事業計画には保育園の運営、保育理念と目標、保育内容、年間行事計画などを明記し、クラス懇談会などで説明している。更に行事計画は園だよりなどで周知している。更に行事計画は園だよりなどで周知している。事業計画を園内に掲示して閲覧できるようにすることが望まれる。

1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	1-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	福祉サービスの質の向上に向け法人の自己評価の手引きに基づき、保育所における自己評価を行って園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行って保育の質の向上に努めている。又、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では今回2回目の第三者評価を受審し、第三者評価結果の課題を分析・記録して共有化するように努めているが、実効性ある取り組みが求められる。
9	1-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	園長は年度末に、自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って改善に取り組んでいる。自己評価の結果及び今後の課題や改善策を園内に掲示するとともにホームページで公表し保護者等へ知らせている。改善策について、計画的な実効性ある取り組みが求められる。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割と責任は、園運営規程及び危機管理マニュアルに明文化し、園組織図、重要事項説明書などに明記して、会議や園だより等で自らの役割と責任を表明している。法人の危機管理マニュアルに指揮権者(園長)不在の場合は主任保育士を指定している。園長の職務内容は、「取締役会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する」ことが明記されているが、職務分掌等所管事項について具体的に文書化し、会議等で職員に周知することが求められる。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	遵守すべき法令等について、園長は法人の全国園長会議、北海道園長会議、法人が実施する施設長研修などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、法人本部が実施する全職員を対象とした動画による保育理念、安全管理・個人情報と守秘義務・人権侵害・感染症対策などをテーマとし、園内研修を実施している。又、労働・雇用・防災など関係法令について法人本部から通達があり会議等で職員に周知している。法人本部にコンプライアンス・リスク管理委員会を設け法令遵守に努めている。園長は福祉分野に限らず遵守の対象となる多くの関係法令を更に理解する取り組みが期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は関係機関、関係団体等の会議・研修会等へ参加し、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行うとともに、月ごとの行事を振り返り評価し、園の良さや課題の把握に努め、職員会議で周知している。また、園長は、園の目標「N01宣言」いいとこ発見見守り隊を定め、年に数回評価を行って、職員面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	法人の園長会議に、役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明・指示があり、園長は職員会議で周知し指導に当たっている。法人として、従業員の子育て期に一定期間育児に専念できる育児休業制度や、時短勤務制度、産後パパ育児など勤務支援制度を設けて働きやすい職場作りを、園長はICTの活用や急なシフト変更に対応したり、希望日に休暇が取れるよう職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。更なる効率的な業務実現を目指しコンピューターの増設が期待される。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	園の要員計画を策定し、法人の就業規則等に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた職員の育成を行っている。友達紹介制度やホームページなどで採用活動を行い、障害者雇用への対応など継続して勤務できるようメンタリングを実施するなどして必要な人材確保に努めている。採用希望者が少なく、常勤職員と非常勤職員の比率など立案するまでには至っていない。

15	11-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、自己評価の手引き、人事基準、評価基準により年2回個別面談・人事考課を実施している。個別面談や実際の勤務状況等を踏まえ、職員の意向・意見などを把握し総合的な人事管理を実施している。
11-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	11-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の有給休暇等の就業状況は、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮して、園長・主任が定期的に点検分析し改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言を行い、自己評価チェックシート提出時及び人事考課時等に個別面談を行い相談しやすい体制となっている。法人に「日本一保育士が働きやすい委員会」を設け、従業員の子育て期に、一定期間育児に専念できる育児休業制度や職務負担を軽減する処置を設けている。
11-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	11-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人の自己評価の手引きに基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は年度当初個人目標を立て自己評価兼研修計画に記入し、課題や改善すべき点を明確にして、毎月、自分の立てた目標を振り返るとともに、園長が面接（年度当初・中間・年度末）又、必要に応じて面談して目標達成度の確認を行い、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。
18	11-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人本部が担当し、職員の知識・技能水準に合わせて職員の研修（新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、非常勤職員を含む全職員が対象の動画による園内研修・選択式研修・保育実践事例研修・眼育アドバイザー講座など）を実施している。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。
19	11-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	法人本部が担当し、職員の知識・技能水準、専門資格の取得状況に合わせて職員の研修（新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、選択式研修、保育実践事例研修、眼育アドバイザー講座、動画による園内研修など）を実施している。園長は団体などが行う外部研修の情報を職員に提供し、シフトを調整して研修の機会確保に努めている。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。新採用保育士には指導者を配置して育成している。
11-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	11-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	法人の実習生マニュアルに基づき、保育士養成施設等からの受け入れ態勢を整えているが、研修・受け入れに関する基本姿勢を明文化することが求められる。令和7年10月現在、実習生の受け入れはない。

11-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
11-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	11-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページに、会社概要・組織図・保育理念・保育目標・人材育成・研修体制・決算分析などについて公開し、園のホームページに、保育の特徴、保育の様子などを公開し、保育理念、保育目標、重要事項説明書、お客様相談窓口を園内へ掲示している。園に対しての意見や苦情内容、改善内容については毎月、園だよりで報告している。第三者評価の受審結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開している。事業計画、予算・決算、事業報告についても園内へ掲示することが望まれる。
22	11-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人の経理規程に経理・予算・出納・決算・会計監査などに関する権限、責任、ルールが明記されている。出納職員（施設長）は月次試算表を北海道認可ユニットの確認・指導を施す総括管理責任者（本部経理部長）に提出し、法人の経理で点検・確認している。会計監査（内部監査・外部監査）については、経理規程に基づき、実施することとしている。経理規程第7条により施設長は出納職員に指定されている。職務分掌と職務権限を明確にし、職員に周知することが求められる。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	当園の近くには、高齢者介護入所施設があり、施設が実施するじゃがいもの植え付け・収穫時には当園の子どもも一緒に参加して交流している。又、近所の保育ママ「ぐり・ぐら」の子どもとの交流、バスを利用して小樽水族館への遠足、地域の図書館から本を借りるなどして地域資源の活用など、地域との交流に努め、子どもへの理解を深めるよう取り組んでいる。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティア受け入れに関する基本姿勢並びに地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化するとともに受け入れマニュアルの整備を期待する。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	児童相談所、保健センター、病院、小学校、消防署などの社会資源や関係機関、団体の連絡方法を事務室に掲示し、区幼保小連携推進協議会等と定期的に会議を開催し、児童相談所・保健センターなどと連携して課題や情報を共有し問題解決に当たっている。社会資源や関係機関、団体の機能等を記載した資料等の保管場所が必要に応じて活用できるよう職員に周知することが望まれる。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	地域の福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取り組みとして、区幼保小連携推進協議会などに参加して地域の生活課題等を把握し、園が有する機能を地域に開放・提供する取り組み、地域交流の場、子育て支援を通して社会に貢献する場として「アートみんなの食堂」を札幌市内2園（札幌百合が原・札幌元町）で開催し、地域交流・地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。休日には、市内アートチャイルドケア各園から職員が参加協力している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	見学者の子育て相談、運営委員会の開催、地区関係団体等との会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育促進事業、一時保育促進事業、乳児保育事業、アートみんなの食堂を実施している。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念・保育目標が全職員に浸透していれば共通理解のもとに保育ができていますと園長が見解を持ち、法人配布の子どもを尊重した保育に関する基本等が明記された業務マニュアルをもとに、日々の保育に努めている。「2024年度保育所自己評価」の「人権の尊重」と「説明責任」の項目で「おおむねできている」等の評価基準の結果を公開し、「重要事項説明書」による保護者説明等から子どもを尊重した保育の理解を図る取組を行っている。
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	プライバシーに配慮した保育を前提として、身体測定、健康診断、水遊び、排泄等に取組み、保育の特性に応じた配慮・留意が必要な保育場面の部分を記載した業務マニュアルを法人が園へ配布・配備している。プライバシー保護に関する保育の保護者理を得るために「えんだより」を活用して「気持ちのコントロールは難しい！！幼児編」等の記事掲載から「誰からも見られない自分だけの空間」の提供等とプライバシーに配慮した取組を保護者へ周知している。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 利用希望者への情報提供の取組は、法人作成の業務マニュアルで「見学・一時保育・入園希望など」と標準化されて、園の基本的な対応として園長・主任・事務職員が担当者となり電話及び対面等ていねいな説明に努めている。法人一括管理のホームページによる全国の事業所紹介記事の情報更新として、定期的に月1回、園のホームページ担当者が、法人へ新しい情報提供に努めている。
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b 入園時に重要事項説明書等を用いた説明時に、保護者の意向を踏まえた説明に努めて各種必要な同意を得ている。また園として配慮が必要な子どもの増加傾向を把握し保護者へ保育内容の丁寧な説明に取組んでいる。現在の保護者へ配慮した丁寧な口頭説明の豊富な経験をもとに、入園時のみならず進級時も含めた保育内容の変更時の説明対応として、特に個別に配慮が必要な保護者等への説明対応を含めてルール化に取り組むことが期待される。
32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b 転入してくる子どもの対応として、園長等の豊かな経験をもとに、以前の保育所等との電話連絡等により継続性に配慮した引き継ぎに取組み、子ども・保護者の混乱解消に配慮している。現在の保育継続性に配慮した園長等の取組をもとに、園として説明・配慮等の手順・内容や引継ぎ文書を定めることや、転園後も相談対応できる方法・担当者の説明と同時に、その内容を記載した文書を手渡す検討が期待される。特にグレーゾーンの子どもの増加を園の課題として把握し工夫した保育の取組を積み重ねているので、その取組をもとに、子ども及び保護者及び子どもの保育継続性の配慮について手順等の基本的なルール化の検討が期待される。
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a 法人による全国一律的な顧客満足度調査が、定期的に1年1回、ICTを利用して保護者の匿名性を担保した方法で実施されている。法人でまとめられた調査結果は園に報告され、園において法人報告結果と、定期的なクラス懇談会及び個人面談等の内容も含めて保護者の満足に関する検討・振り返りを行い、次年度に向けた園運営へ参考とする取組に努めている。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a 法人のお客様相談窓口のフリーダイヤルとお問い合わせメールフォーマットも含め園としての苦情解決の体制を整えている。入園時の「重要事項説明書」を用いた説明時に第三者委員の連絡先掲示等を保護者へ丁寧な周知・説明に努めている。また苦情対応の結果及び内容等について法人のホームページや毎月発行の園だより等で公表に取組んでいる。
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 入園時に重要事項説明書をもとに「保育者と保護者の連絡について」として保育園向け専門のICTの導入説明や定期的なクラス懇談会・個人面談等による意見交換の機会について周知・説明に努めて相談室も設置している。また担任が保育中で手を放せないとき等は、事務室職員へ声掛けお願いすると伴に手紙やメモ、ICTアプリの利用可能である事を口頭で伝えている。ゆえに現状の口頭説明を活かし、保護者が相談・意見を述べたい際の対応として、複数の方法や相手を用意している仕組みについてわかりやすく説明した文書を作成し、保護者等へ配布及び園内掲示に取組む事が期待される。
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 職員が保護者から相談・意見を受けた時に主任を通して園長へ報告する等、上長へ報告する仕組みが運用経験的に定着している。園長で対応可能なものは迅速に対応し、対応困難なものは法人対応と繋げている。現在の園長一元管理の対応の仕組みをもとにして、苦情視点の受け取り対応はもとより、保護者の意見や要望、提案等についても対応する仕組みの組織的な確立に向けて、苦情解決の仕組みと同様に、受けた時の対応手順、組織的な検討・対応の方法、記録の在り方、保護者への説明から公開の方法等の対応マニュアル等の策定が期待される。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 b	園長管理のもとに職員個々が提出するヒヤリハット、軽傷報告、事故報告等を、毎月、法人へ報告する仕組みを構築している。園では、法人による全国の収集事例集約の結果検討等の還元情報を受けて、職員会議で事故防止策の意識啓発に取り組んでいる。現在の法人からの還元情報活用の取組と併に、園長管理のもとにリスクマネージャー選任・配置の職務分掌及び委員会設置等を検討し、園内の委員会による定期的な事故予防・防止策等の状況や実効性についての振り返り等から、次年度等の子どもの安全確保を前提とした保育の質の維持・向上に取り組む園の事業計画等への反映が期待される。
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 a	法人作成及び見直し管理の感染症対応マニュアルや保育園保健業務マニュアル等を配置・整備し、非常勤の看護師が中心となり感染症の適切な予防策や発生時等の安全確保に取り組んでいる。年間事業計画的に感染症をテーマに研修会を開催し具体的な嘔吐物の処理の仕方等の研鑽から日頃の保育活動に活かす取組を行っている。園の施設構造に対応した感染症対策として、感染状況に応じたゾーニングを検討し、保護者が施設内に入り子どもに接しながら園の保育状況等を確認できるように適切な配慮に取り組んでいる。
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 a	法人作成の危機管理マニュアル配備と災害時対応の「フローチャート」を職員室に掲示して園長のリーダーシップのもとに計画的に毎月の各種災害状況を設定した避難訓練に取り組んでいる。法人作成のBCP様式をもとに園の設置状況に合わせたBCP対応の充実に努めている。また災害等の緊急時の対応方法にICTアプリを通じた保護者連絡の緊急時の基準等を定めるなど保護者と連携した対応体制の構築に努めている。

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 a	法人本部の教育研修ユニットが作成し園へ配置された業務マニュアル(認可園)共通マニュアルをもとにして、基本的な部分を共通化した保育が提供されている。職員による一定水準の保育実施内容の確認として乳児部門と幼児部門で職員同士の話し合いが行われて、月1回の職員会議で基本的な保育実施を確認する仕組みが構築されている。また保育実施状況を写真やメモコメント等からウェビングマップ的につなげた視覚的な記録導入し、職員の同じテーブルへの着きやすさから協議を深め、保育の質を高い保育提供に向けた試行に取り組んでいる。	
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 b	法人による基本ベースである業務マニュアルの見直し改定は、法人本部の教育研修ユニットが全国の施設管理者等から上がってきた意見等をもとに年度ごとに全国一律の対応している。園は法人からの改訂版業務マニュアルに従って見直し内容部分の対応に努めている。ゆえに業務マニュアルの法人通達改訂版の一律見直しの仕組みと併に、園の設立地域性を考慮した園内共通事項の標準化も視野に入れ、職員及び保護者等の意見・提案等を反映した保育提供について園内で検討する時期や見直し方法を定めて計画的な標準化への取組が期待される。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 b	法人本部作成の標準的な指導計画等を参考にして全体的な計画作成し各種指導計画が作成されている。保育者として把握した子どものニーズを各指導計画の「今月の子どもの姿と評価・次月へ向けた手立て」等の項目明記に努めた計画作成に取り組んでいる。現在の指導計画作成の取組を活かし、子どものみならず保護者の具体的なニーズや意向の把握や同意を反映する計画作成の取組み、計画作成担当者と子どもに関わる関係職員と協議・合議の十分な連携サポートの中で計画作成に取り組むことが期待される。	
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 b	運営規定で保育計画の立案等は保育士とし主任保育士が保育内容を統括と規定し、各種指導計画の見直しが各種様式の定められた期間毎に評価・見直し作成に取り組んでいる。業務マニュアルの指導計画・保育日誌の項目で、すべての計画がつながっていることを基本とした「指導計画策定のポイント」が明示されている。これらの規定や標準化を活かしつつも、子どもや保護者のニーズ等の把握や保護者同意等に配慮した定期的な計画見直しを行い、計画内容の変更点を、緊急変更の場合も含めて、子ども・保護者に関わる関係職員等へ周知する手順等を定める検討が期待される。	

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
a	法人で統一されたPDCA視点の記録様式をもとに園で使用される様式を検討・修正して子どもに関する保育の実施状況の記録に取り組んでいる。紙媒体の記録は指定の書庫に保存し必要時に閲覧できる環境を整備している。ICTを活用し電子媒体記録の情報共有にも取り組んでいる。また現在の保育実施について写真等を活用したウェビングマップ的な記録試行から可視化と情報共有化に取り組んでいる。
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。
a	記録管理の責任者を園長として子どもに関する記録を指定された鍵付きの書庫で管理されている。法人の規定等で在籍中及び退職後も情報漏洩しないこととして「機密保持誓約書」を全職員が交わしている。ソーシャルネットワーキングサービスや電子データを含めた不適切な具体的な事例記載した法人本部作成の「個人情報保護と守秘義務のテキスト」をもとにして園内研修が計画的に行われている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成			
A0	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	全体的な計画は、法人が作成した基本をもとにクラス担任の反省・評価を踏まえ主任と園長が子どもの状況や地域の実態を考慮して作成している。健康、食育、研修等、全体的な計画と関連づけている。乳児(0歳児)、1歳以上3歳未満児、3歳以上児で区分して教育に関する乳児の3つの視点と幼児の5領域を記載している。全体的な計画の作成により一貫性・連続性のある保育実践を展開していくために、1歳以上3歳未満児、3歳以上児の年齢区分ではなく、各年齢児の具体的なねらいと保育内容を構成して指導計画へ連続性を持たせていくことが期待されている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A0	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	園内のホールはどこからも光が差し込み明るく各クラスが利用しやすい動線となっている。また、園庭を囲み各保育室があり外に出やすい環境となっている。室内の温度、湿度を調節し換気や部屋の明るさに配慮して心地よく過ごせるようにしている。手洗い場やトイレは清潔で安全に配慮されていて、子どもの年齢に応じて利用しやすいようにしている。食事や睡眠は各年齢に合わせてコーナーを設けたり生活の流れにそって配置を整えたりしている。パーティションを活用して、子どもたちが安心してくつろげる場所づくりをしている。
A0	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	一人ひとりの子どもを受容するための援助内容は、保育の基本として指導計画に記載し子どもの状態に応じた保育が行われるようにしている。業務マニュアル「プラスの言葉(ふわふわ言葉)」「マイナスの言葉(ちくちく言葉)」を全職員に周知してプラスの言葉かけの保育を実践している。プラスの言葉を心がけた保育は、保護者に園日より周知している。子どもの人権研修を実施し人権擁護のためのセルフチェックシートで自己チェックを行い園長に提出し振り返りを行っている。子どもの人権を理解して、子ども一人ひとりの欲求を受け止め気持ちにそった対応ができるようにしている。
A0	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a	基本的な生活習慣(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など)は、自分で気づいてやろうとする気持ちを大切に、生活の流れの中で子どもの動きやすい動線を考慮し環境を整えている。生活の場として睡眠がとれるよう各保育室で午睡をしている。5歳児は午睡がないため、4歳児の後半から午睡をなくす方向で保育を進めている。保護者にアンケートを取るとともに家庭での様子を聞きながら対応している。生活習慣の習得は、クラス日よりや送迎時に保育の意図や子どもが自分でできるようになったことなどを保護者に伝え連携して行われるようにしている。
A0	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	各クラスから園庭に出やすく遊ぶことができ計画的に戸外で遊ぶ時間を確保している。ホールは、各クラスをつなぐ動線になっているため、異年齢児の交流や子どもが自主的・自発的に遊びができる環境を構成している。地域の様々な人たちと触れ合ったりすることが難しい環境ではあるが、近くの高齢者施設とは、行事を通してのかかわりや畑で種植えをして収穫するなどの交流をしている。4・5歳児は保育WEBを取り入れて、子どもの遊びや行動を可視化することで、自主的・自発的な環境づくりにつなげている。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>食事と遊ぶ空間を仕切り子ども一人ひとりの発達に応じた食事の提供や活動を展開している。離乳食は、子ども一人ひとり食事時間が異なるので、栄養士と連携しながら1対1で対応している。「興味のある遊び表」は、一人ひとりの子どもの情緒面や発達過程を捉えて、今のようなもので遊んでいるかなど記録している。養護と関連づけながら、子どもが興味や関心をもって遊びを継続したり発展させたりできるよう援助している。日課表には、健康、生活の様子、伝達事項など細かく記載し、送迎時に保護者との対話を大切に保育を進めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>1歳児まで「興味ある遊び表」で子ども一人ひとりの自我の芽生えや育ちを見守り探索活動ができるよう記録している。他の子どもとかかわりを持って遊ぶようになってくる2歳児は、お店の売り場や買い物かご等手作りのコーナーを設置してごっこ遊びが展開できるような環境を整えている。異年齢児とは、園庭や散歩、公園へ行くなどの交流を行っている。お店屋さんごっこ等の行事では、買い物に参加して他の年齢の子どもとかかわりを持ってするようにしている。また、経験したことをごっこ遊びに再現して楽しむことを見守り援助している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>4・5歳児は、法人の研修部の指導のもと保育WEBを作成しWEB状に子どもの姿を写真で表して、子どもの興味・関心がどこにあるのかなど遊びの展開に向けて日案、週案で振り返り次へつなげている。3歳児は、月間指導計画、週日案、保育日誌で養護と教育(健康、人間関係、環境、言葉、表現)が一体的に展開できるよう保育を行っている。保育WEBは、子ども一人ひとりの成長がわかり個性が活かされ友だちとの活動へ環境を整えているが、養護の行き届いた環境の下で保育が展開されることから、今後は、養護との関連を検討していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>配慮を必要としている子どもが複数名いる中で、法人の児童発達支援、地域の教育相談機関とは訪問支援や職員研修等の連携をしている。子どもの状況に応じて次の行動を視覚化して見通しを持って行うことやクールダウンする場の確保(段ボールの囲い)を設けている。クールダウンの場は廊下を利用しているため、子どもが落ちつけるような他の部屋など場所の確保の検討が今後必要である。また、子どもの気になる状況等で連携が難しい保護者は、特に就学する際には地域の児童発達支援センター等の連携を含めて援助していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>長時間にわたる保育については、子どもの生活リズムや心身の状態に配慮してクラスで過ごせるようにしている。そのため、乳児は17時過ぎに合同保育になり幼児は17時45分頃になると、子どもの人数が8~10名位になるので合同して保育を行っている。職員間で子どもの生活や様子等の引継ぎを行い個々に配慮してゆったり過ごせるようにしている。シフト制を取っているため、保護者に理解を図るとともに、子どもの情報は職員間で共有して保護者対応を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小学校との連携は、年長児がそれぞれ通う学校が異なるため、3校の学校を訪問して小学一年生の勉強見学などの交流をする機会を設けている。小学生が園に遊びに来ての交流体験も行っている。幼保小連携推進協議会での研修に参加して小学校との円滑な接続に向けて連携を図っている。保護者には、保育所児童保育要録の送付について周知している。また、個人懇談会を設けて生活リズムの見直しなど園と協力して小学校への見通しが持てるようにしている。保育要録を学校に渡しに行った時と電話を通して、配慮を必要とする子どもの引継ぎを行っている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保健業務マニュアルをもとに日頃の健康観察を行っている。看護師が定期的にクラスを周り子どもの健康状態を把握している。子どもの健康状態は業務日誌、保健日誌に記録し職員間で共有している。日課表に個々の体調等を細かく記載し日々の保護者との連携を図っている。乳幼児突然死症候群(SIDS)は保護者には入園のしおりで情報を提供している。職員は安全な睡眠環境を整えるとともに、園内研修を行っている。今後、SIDSについては、心肺蘇生、119番通報、保護者への連絡など発生時の役割分担をして実際に職員が動けるように実地訓練していくことが期待される。</p>

<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断・歯科健診の結果は、記録をして職員に周知するとともに、保護者には、健康カードに記載して伝えている。異常が発見された場合は、嘱託医と連携して受診をすすめている。健康カードを通して、子どもの発達や健康状態など保護者と情報を共有し日々の健康管理に活用している。歯科健診については、子どもに歯の大切さを知らせたり歯みがき指導をしたり関心が持てるよう援助している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについては、医師の診断、指示による生活管理表をもとに対応している。除去食対応マニュアルにもとづいて、保育者、調理担当者、栄養士と献立の確認や調理手順、検食、配膳、食事の提供を適切に行っている。保護者、担任、栄養士、看護師、園長と毎月の献立を確認している。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等についてマニュアルをもとに、周知している。アナフィラキシーショックへの対応については、常に正しい知識を理解していくためにエビデン使用方法を身につけていくことが期待される。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食育年間計画を作成し指導計画に位置づけて乳幼児の成長過程ごとに豊かな体験ができるようにしている。幼児は、毎日の給食に出てくる食材の栄養バランスについて関心が持てるようにしている。食材に触れる体験やかぼちゃ、きゅうり等の栽培、収穫をしてクッキング作りをしている。子どもが落ち着いて食事ができる時間と場を確保し環境の構成に配慮している。保護者には、人気のあるメニューのレシピや毎日の給食サンプル掲示(写真)、食育だよりを発行して旬の食材などのレシピや調理方法など家庭に役立つ情報を提供している。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食マニュアルをもとに、子どもの摂食機能の発達や味覚の発達に適切な素材の味を活かした味づけを考慮している。郷土料理の日を月に1回設けて、いも煮汁など食文化に関心を持つ機会や七夕、ひな祭り等の行事食、旬のものを取り入れた季節感のある献立を提供している。お別れ会に、年長児の好きなメニューを提供している。子どもの喫食状況を随時把握したり栄養士が子どもの食事の様子を見たりして改善に努めている。マニュアルをもとに食材料の保管時や調理後の温度管理の徹底など安全性と衛生に配慮し責任者園長を明記して衛生管理体制を調べている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>家庭との情報交換は、送迎時の対話や連絡帳(乳児)、園だより、クラスだより、毎日の活動の掲示(幼児)を行っている。No.1宣言「いいとご発見」を園の取り組みとしてクラス懇談会などを通して保護者に伝えている。子ども、保護者、保育者のいいところを発見してほめていく保育を行っている。保護者とは、運動会ごっこ、親子遠足(5歳児)などの行事や保育参加型参観習慣を設けて「一緒に遊ぼう週間」として他の子どもとも触れ合い子どもの発達や育児をとともに考える良い機会となっている。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保護者とのコミュニケーションは、日々の送迎時における対話や連絡帳、面談など様々な機会をとらえて行っている。保護者からの相談は、子育てに対する不安や悩み等により担任、主任、園長と体制を整えている。相談内容の記録は個々のファイルにまとめ会議等で職員と情報共有している。状況に応じて児童発達支援、教育相談機関など連携をとっている。今後、関係機関との連携・協働、地域の情報把握等は職員全体で共有し連携体制を整えていくことが期待される。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>虐待対応マニュアルをもとに、子どもの様子や家庭での生活、養育の状態等の把握に努めている。送迎の機会等を通じて保護者の言動等を見守っている。不適切な兆候が疑われる場合は、記録をして支援の内容等、法人と連携しながら対応している。また、児童相談所につなげていくことができるよう連携体制を整えている。虐待等権利侵害については、人権研修を行い職員と再確認している。今後、虐待等の早期発見、早期対応について継続的に意識づけしていくために、マニュアルにもとづく職員研修を実施していくことが期待される。</p>

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	A8	b	保育実践の振り返りは、指導計画、週日案のねらいと内容等の評価・反省を行っている。4・5歳児は、保育WEBから週日案で振り返りを行っている。乳児・幼児会議では、環境構成や子どもに対する援助など職員相互に話し合いをしている。しかし、指導計画の内容、保育士の援助等の評価・反省、保育WEBの週日案の振り返りをもとに職員相互の話し合いには至っていない。指導計画・保育WEBの保育実践の振り返りは、今後、実施方法を定めて実施し、職員の話し合いからの課題等を園全体の保育内容につなげて組織で取組んでいけるよう仕組みづくりをしていくことが期待される。